



埼玉県報

第16号
令和元年(2019年)
6月28日
金曜日

目次

規則

- 不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則(文書課)
- 身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則(障害者福祉推進課)
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則(疾病対策課)
- 埼玉県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則(金融課)
- 埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則(住宅課)
- 埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(警察・文書課)

管理規程

- 埼玉県病院事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程(経営管理課)
- 埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程(経営管理課)
- 埼玉県病院局職員被服貸与規程の一部を改正する規程(経営管理課)
- 埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程(経営管理課)
- 埼玉県下水道事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程(下水道管理課)
- 埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程(下水道管理課)

告示

- 国土調査としての指定(土地水政策課)
- 公文書の開示の実施状況の公表(文書課)
- 総務事務システムの統合基盤へのシステム移行業務委託に関する契約の相手方等の公示(総務事務センター)
- 文書管理・財務会計・旅費システムの統合基盤へのシステム移行業務委託に関する契約の相手方等の公示(総務事務センター)
- 認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新に係る公告(共助社会づくり課)
- 県民活動総合センターハード・ネットワークシステム改修業務委託に関する入札公告(共助社会づくり課)
- 土壌汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定の解除(水環境課)

- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水環境課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 身体障害者福祉法第15条の医師の指定（障害者福祉推進課）
- 葛西・羽生領島中領土地改良区連合の役員就退任届（春日部農林振興センター）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し（出納総務課）
- ヘリコプターエンジン（プラット・アンド・ホイットニー・カナダ式PW206C型）オーバーホール請負に関する入札公告（会計課）
- 非常時映像伝送システムの賃貸借に関する入札公告（会計課）
- レーダー式速度測定装置（定置式）等2品目の購入に関する入札公告（会計課）
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し（熊谷県税事務所）
- 平成十八年埼玉県議会告示第一号の一部改正（議会・総務課）
- 埼玉県情報公開条例による公文書の写しの交付を求める者が負担すべき費用等を定める告示の一部を改正する告示（下水道管理課）
- 不在者投票を行うことができる施設の異動（選挙管理委員会）
- 不在者投票を行うことができる施設の解除（選挙管理委員会）
- 監査結果の公表（監査第二課）

- 措置通知の公表（監査第二課）
- 財政的援助団体等の監査結果の報告（監査第一課）
- 平成18年埼玉県・埼玉県公営企業・埼玉県病院事業告示第1号（公文書の写しの交付に要する費用等を定める告示）の一部を改正する告示（文書課）

正誤

- 埼玉県教育委員会教育長訓令第1号中訂正（教委・総務課）

規則

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和元年六月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三号

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(火薬類取締法施行細則等の一部改正)

第一条 次に掲げる規則の規定中「~~口外ハ~~」を「~~口外~~」に改める。

- 一 火薬類取締法施行細則(昭和二十六年埼玉県規則第七号)様式第一号の備考、様式第二号の備考、様式第三号の備考2、様式第四号の備考2、様式第五号の備考2、様式第六号の備考2、様式第七号の備考2、様式第八号の備考1、様式第九号の備考1、様式第十号の備考1、様式第十一号の備考1、様式第十二号の備考1、様式第十三号の備考1、様式第十四号の備考1、様式第十五号の備考1、様式第十六号の備考1、様式第十七号の備考1及び様式第十八号の備考1

- 二 毒物及び劇物取締法施行細則(昭和四十年埼玉県規則第七十四号)別記第一号様式の(注)、別記第三号様式の(注)、別記第四号様式の(注)1及び別記第七号様式の(注)1

- 三 埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例施行規則(平成十二年埼玉県規則第四百十六号)様式第一号(表)の備考、様式第二号(表)の備考、様式第三号(表)の備考、様式第四号(表)の備考及び様式第五号(表)の備考

- 四 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則(平成十四年埼玉県規則第十三号)様式第一号の備考1、様式第二号の備考2、様式第五号の備考1、様式第六号の備考1及び様式第八号の備考1

- 五 埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例施行規則(平成二十四年埼玉県規則第七十六号)様式第一号の備考、様式第二号の備考1、様式第三号の備考、様式第四号の備考1、様式第五号の備考、様式第六号の備考1及び様式第七号の備考

- 六 埼玉県立武道館管理規則(平成二十七年埼玉県規則第四十二号)様式第六号の注3及び様式第七号の注2

(建設業法施行細則等の一部改正)

第二条 次に掲げる規則の規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

- 一 建設業法施行細則（昭和三十三年埼玉県規則第二十九号）第二十六条
- 二 埼玉県立自然公園条例施行規則（昭和四十九年埼玉県規則第三十一号）別表第一第一号添付図面等の欄4
- 三 埼玉県震災予防のまちづくり条例施行規則（平成十四年埼玉県規則第四十八号）第四条
- 四 知事の保有する個人情報保護等に関する規則（平成十七年埼玉県規則第七十三号）第二十条第一項第一号及び第三号
- 五 埼玉県景観規則（平成十九年埼玉県規則第九十号）第三条第五項第一号ハ
- 六 埼玉県行政不服審査法関係手数料条例施行規則（平成二十七年埼玉県規則第八十一号）第二条

（埼玉県屋外広告物条例施行規則の一部改正）

第三条 埼玉県屋外広告物条例施行規則（昭和五十年埼玉県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表建造物から独立した広告の都市計画法第八条第一項第一号に規定する用途地域が定められていない土地の区域の項四中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第一号の注4中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「産業規格」に改める。

（特定非営利活動促進法の施行に関する条例施行規則の一部改正）

第四条 特定非営利活動促進法の施行に関する条例施行規則（平成十年埼玉県規則第九十一号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第一号の備考1、様式第二号の備考1、様式第三号の備考1、様式第四号の備考1、様式第五号の備考1、様式第六号の備考1、様式第七号の備考1、様式第八号の備考1、様式第九号の備考1、様式第十号の備考1、様式第十一号の備考1、様式第十二号の備考1、様式第十三号の備考1、様式第十四号の備考1、様式第十六号の備考1、様式第十七号の備考1、様式第十八号の備考1、様式第十九号の備考1、様式第二十号の備考1、様式第二十一号の備考1及び様式第二十二号の備考1中「工業標準化法」を「産業規格」に改める。

（埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部改正）

第五条 埼玉県生活環境保全条例施行規則（平成十三年埼玉県規則第百号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第一号及び別表第二の備考二中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

「(あて先) 様式第一号中 埼玉県 環境管理事務所長」

このため、同様式の備考4中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第二号(第六面)の備考7、様式第三号(第六面)の備考7、様式第四号(第三面)の備考7及び様式第四号の二(第三面)の備考7中「日本工業規格」

を「日本産業規格」に改める。

様式第五号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式の備考4中「日本工業規格」

を「日本産業規格」に改める。

様式第六号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式の備考2中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第六号の二中「埼玉県 環境管理事務所長」を「埼玉県 環境管理

事務所長」に改め、同様式の備考3中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第六号の三中「埼玉県 環境管理事務所長」を「埼玉県 環境管理

事務所長」に改め、同様式の備考4中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第六号の四中「埼玉県 環境管理事務所長」を「埼玉県 環境管理

事務所長」に改め、同様式の備考5中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

「(あて先) 様式第七号中 埼玉県 環境管理事務所長」 「(宛先) 埼玉県 環境管理事務所長」

このため、同様式の備考4中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

「(あて先) 様式第八号中 埼玉県 環境管理事務所長」 「(宛先) 埼玉県 環境管理事務所長」

このため、同様式の備考4中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

「(あて先) 様式第九号中 埼玉県 環境管理事務所長」 「(宛先) 埼玉県 環境管理事務所長」

このため、同様式の備考5中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

「(あて先) 様式第十号中 埼玉県 環境管理事務所長」 「(宛先) 埼玉県 環境管理事務所長」

所長」に於て、同條の規定中の「日本工業規格」を「日本産業規格」に改定す。

「(あて先)
第11条中 埼玉県 環境管理事務所長」を「(宛先)
埼玉県 環境管理事

務所長」に於て、同條の規定中の「日本工業規格」を「日本産業規格」に改定す。

第12条中 「あて先」を「宛先」に於て、同條の規定中の「日本工業規格」を「日本産業規格」に改定す。

第13条中 「あて先」を「宛先」に於て、同條の規定中の「日本工業規格」を「日本産業規格」に改定す。

第14条中 「あて先」を「宛先」に於て、同條の規定中の「日本工業規格」を「日本産業規格」に改定す。

第15条中 「あて先」を「宛先」に於て、同條の規定中の「日本工業規格」を「日本産業規格」に改定す。

第16条中 「あて先」を「宛先」に於て、同條の規定中の「日本工業規格」を「日本産業規格」に改定す。

第17条中 「あて先」を「宛先」に於て、同條の規定中の「日本工業規格」を「日本産業規格」に改定す。

「(あて先)
第18条中 埼玉県 環境管理事務所長」を「(宛先)
埼玉県 環境管理事

務所長」に於て、同條の規定中の「日本工業規格」を「日本産業規格」に改定す。

「(あて先)
第19条中 埼玉県 環境管理事務所長」を「(宛先)
埼玉県 環境管理事

務所長」に於て、同條の規定中の「日本工業規格」を「日本産業規格」に改定す。

「(あて先)
第20条中 埼玉県 環境管理事務所長」を「(宛先)
埼玉県 環境管理事

務所長」に於て、同條の規定中の「日本工業規格」を「日本産業規格」に改定す。

す。

「(宛先)
〒265-0825 埼玉県 環境管理事務所
〒265-0825 埼玉県 環境管理事務所」

「(宛先) 日本工業規格」及び「日本産業規格」の
事務所長」
N°。

「(宛先) 日本工業規格」及び「日本産業規格」の
事務所長」及び「日本産業規格」のN°。

「(宛先)
〒265-0825 埼玉県 環境管理事務所」

「(宛先) 日本工業規格」及び「日本産業規格」の
事務所長」
N°。

「(宛先)
〒265-0828 埼玉県 環境管理事務所」

「(宛先) 日本産業規格」及び「日本工業規格」の
事務所長」
N°。

「(宛先)
〒265-0829 埼玉県 環境管理事務所」

「(宛先) 日本産業規格」及び「日本工業規格」の
事務所長」
N°。

「(宛先)
〒265-0830 埼玉県 環境管理事務所」

「(宛先) 日本産業規格」及び「日本工業規格」の
事務所長」
N°。

「(宛先)
〒265-0831 埼玉県 環境管理事務所」

「(宛先) 日本産業規格」及び「日本工業規格」の
事務所長」
N°。

「(宛先)
〒265-0832 埼玉県 環境管理事務所」

事務所長」に於て、回覧の趣意に於て「日本工業規格」及び「日本産業規格」に於て

る。

「(あて先) 株式会社三十三号中 埼玉県 環境管理事務所長」及び「(宛先) 埼玉県 環境管理事務所長」

に於て、回覧の趣意に於て「日本工業規格」及び「日本産業規格」に於て事務所長」

る。

株式会社三十四号の備考4、株式会社三十五号の備考及び株式会社三十六号の備考中「日本工業規格」及び「日本産業規格」に於て

株式会社三十七号中

「(あて先)

「(宛先)

埼玉県 環境管理事務所長」及び「(宛先) 埼玉県 環境管理事務所長」

に於て、回覧の趣意に於て「日本工業規格」及び「日本産業規格」に於て事務所長」

る。

「(あて先) 株式会社三十八号中 埼玉県 環境管理事務所長」及び「(宛先) 埼玉県 環境管理事務所長」

に於て、回覧の趣意に於て「日本工業規格」及び「日本産業規格」に於て事務所長」

る。

「(あて先) 株式会社三十九号中 埼玉県 環境管理事務所長」及び「(宛先) 埼玉県 環境管理事務所長」

に於て、回覧の趣意に於て「日本工業規格」及び「日本産業規格」に於て事務所長」

る。

「(あて先) 株式会社四十号中 埼玉県 環境管理事務所長」及び「(宛先) 埼玉県 環境管理事務所長」

に於て、回覧の趣意に於て「日本工業規格」及び「日本産業規格」に於て事務所長」

る。

「(あて先) 株式会社四十一号中 埼玉県 環境管理事務所長」及び「(宛先) 埼玉県 環境管理事務所長」

に於て、回覧の趣意に於て「日本工業規格」及び「日本産業規格」に於て事務所長」

の。

第百四十三号中「あて先」を「宛先」に改め、同条の趣意中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

「(宛先)
第百四十四号中 埼玉県 環境管理事務所長」

「あて先」を「宛先」に改め、同条の趣意中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
第百四十五号中 埼玉県 環境管理事務所長」

「(あて先) 「(宛先)
第百四十六号中 埼玉県 環境管理事務所長」

「あて先」を「宛先」に改め、同条の趣意中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
第百四十七号中 埼玉県 環境管理事務所長」

「(あて先) 「(宛先)
第百四十八号中 埼玉県 環境管理事務所長」

「あて先」を「宛先」に改め、同条の趣意中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
第百四十九号中 埼玉県 環境管理事務所長」

「(あて先) 「(宛先)
第百五十号中 埼玉県 環境管理事務所長」

「あて先」を「宛先」に改め、同条の趣意中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
第百五十一号中 埼玉県 環境管理事務所長」

「あて先」を「宛先」に改め、同条の趣意中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
第百五十二号中 埼玉県 環境管理事務所長」

「(あて先) 「(宛先)
第百五十三号中 埼玉県 環境管理事務所長」

「あて先」を「宛先」に改め、同条の趣意中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
第百五十四号中 埼玉県 環境管理事務所長」

第百五十五号中 埼玉県 環境管理事務所長」

理事務所長^四」に改め、同様式の備考2中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則の一部改正)

第六条 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則(平成十六年埼玉県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式の備考1中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第二号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式の備考1中「日本工業規格」

を「日本産業規格」に改める。

様式第三号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式の備考2中「日本工業規格」

を「日本産業規格」に改める。

様式第四号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式の備考2中「日本工業規格」

を「日本産業規格」に改める。

様式第五号中「あてて先」を「宛先」に改め、同様式の備考2中「日本工業規格」

を「日本産業規格」に改める。

様式第六号中「あてて先」を「宛先」に改め、同様式の備考2中「日本工業規格」

を「日本産業規格」に改める。

様式第七号中「あてて先」を「宛先」に改め、同様式の備考1中「日本工業規格」

を「日本産業規格」に改める。

様式第八号中「あてて先」を「宛先」に改め、同様式の備考1中「日本工業規格」

を「日本産業規格」に改める。

附 則

1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。

2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年六月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第四号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「（身体障害者手帳の交付の通知等）」に改め、同条に次の一項を加える。

3 法第十五条第四項の規定により交付する身体障害者手帳の様式は、様式第四号のとおりとする。

第四条第一項第一号中「様式第四号」を「様式第五号」に改め、同項第二号中「様式第五号」を「様式第六号」に改め、同項第三号中「様式第六号」を「様式第七号」に改め、同項第四号中「様式第七号」を「様式第八号」に改め、同項第五号中「様式第八号」を「様式第九号」に改め、同項第六号中「様式第九号」を「様式第十号」に改め、同項第七号中「様式第十号」を「様式第十一号」に改め、同条第二項第二号中「様式第十一号」を「様式第十二号」に改める。

様式第十一号を様式第十二号とし、様式第四号から様式第十号までを一号ずつ繰り下げ、様式第三号の次に次の一様式を加える。

様式第4号 (第3条関係)

(第1面)

身 体 障 害 者 手 帳		
写 真	埼 玉 県	第 号
無帽・上半身 縦4cm×横3cm	年 年	日 日
	氏 名	再 再
	年 月 日	交 交
	埼 玉 県	生 付
	印	

(第2面)

身体障害者等級表 による級別	旅客鉄道株式会社 旅客運賃減額	
本 人 住 所		
保 護 者 氏 名 住 所	続 柄	

(第3面)

障 害 名
要 再 認 定

(第 4 面)

本人の欄	
変更事項	年月日 取扱機関
	年月日
	年月日
保護者の欄	
変更事項	年月日 取扱機関
	年月日

(第 5 面)

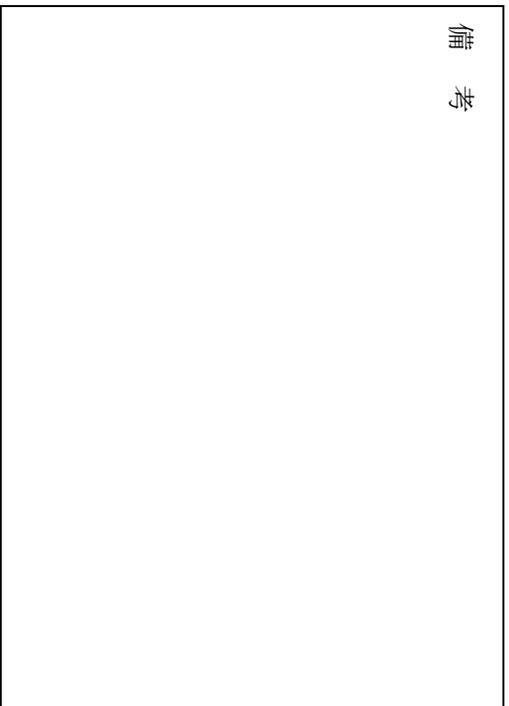
注意事項
<ol style="list-style-type: none">この手帳の交付を受けて更生しようとなさる方には、国、都道府県、市町村などができるだけのお世話をすることになっていきます。医療や生活や職業などのご相談されたいときや、つえ、義肢などが必要なときは、いつでも近くの福祉事務所、町村役場、保健所、児童相談所や総合リハビリテーションセンターなどに御相談ください。身体障害者福祉司、児童福祉司、ケースワーカーなどが訪問させていただきます。この手帳は、なくさないように大切に持ちください。住所や氏名が変わったときは、すぐに変更の届を出してください。この手帳を万一なくしたり、使用できないようになったときは、再交付を申請してください。この手帳は、他人に譲ったり、貸したりすることはできません。

(第 6 面)

備考

(第7面)

備考



(第8面)

備考



附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されている身体障害者福祉法施行規則及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成三十一年厚生労働省令第四十八号）第一条の規定による改正前の身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号。次項において「改正前の省令」という。）に定める様式による身体障害者手帳は、この規則による改正後の身体障害者福祉法施行細則に定める様式によるものとみなす。
- 3 改正前の省令に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年六月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和四十二年埼玉県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「措置入院者並びにその配偶者及び絶対的扶養義務者の前年分の所得税額（前年分の所得税額が確定していないときは、前前年分の所得税額）」を「法第二十九条第一項又は法第二十九条の第二第一項の規定による入院のあつた月の属する年度（当該入院のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による措置入院者並びにその配偶者及び絶対的扶養義務者の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。次項及び別表において「所得割」という。）の額」に改め、同条中第四項を第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 所得割の額は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところにより算定するものとする。

一 地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号）第一条の規定による改正前の地方税法第二百九十二条第一項第八号に規定する扶養親族（年齢十六歳未満の者に限る。以下この号において「扶養親族」という。）及び同法第三百十四条の二第一項第十一号に規定する特定扶養親族（年齢十九歳未満の者に限る。以下この号において「特定扶養親族」という。）があるときは、同項第十一号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第三百十四条の三第一項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除して算定する。

二 措置入院者又はその配偶者若しくは措置入院者と生計を一にする絶対的扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下この号において同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定する。

三 措置入院者又はその配偶者若しくは措置入院者と生計を一にする絶対的扶養義務者が地方税法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第十二号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定めるとおり算定する。

イ 地方税法第二百九十五条第一項第二号の規定により市町村民税が課されないこととなる者 所得割の額は、零とすること。

ロ イに該当しない者 地方税法第三百十四条の二第一項第八号に定める金額（同条第三項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第三百十四条の三第一項に規定する率を乗じて得た額を控除すること。

第二十二条に次の一項を加える。

4 法第四十五条第二項の規定により交付する精神障害者保健福祉手帳の様式は、様式第三十三号のとおりとする。

第二十三条中「様式第三十三号」を「様式第三十四号」に改める。

第二十四条中「様式第三十四号」を「様式第三十五号」に改める。

第二十五条中「様式第三十五号」を「様式第三十六号」に改める。

別表中「所得税額」を「所得割の額」に、「一四七万円」を「五十六万四千元」に改める。

様式第七号中「~~所得~~」を「~~所得~~・~~今世~~」に改める。

様式第十四号中

						所得 税額	備考

を

							備考

に改める。

様式第三十五号を様式第三十六号とし、様式第三十四号を様式第三十五号とし、

様式第三十三号を様式第三十四号とし、様式第三十二号の次に次の一様式を加える。

様式第 3 3 号 (第 2 2 条関係)

(第 1 面)

障 害 者 手 帳				
写 真	手帳番号	第	号	
無帽・上半身 縦 4 cm × 横 3 cm	交 付 日	年	月	日
	有 効 期 限	年	月	日
氏 名		年	月	日生
[精神保健及び精神障害者 福祉に関する法律第 4 5 条の保健福祉手帳		埼 玉 県	[印]	

(第 2 面)

障 害 等 級	
住 所	

(第 3 面)

備 考

注 意 事 項

- 1 医療や生活などで相談したいときは、市町村役場、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所などにご相談ください。
- 2 住所や氏名が変わったときは、30日以内に変更届を出してください。
- 3 この手帳を万が一なくしたりしたときは、再交付を申請してください。
- 4 この手帳は、他人に譲ったり、貸したりすることはできません。
- 5 更新の申請は、有効期限の3か月前から市町村役場で行うことができます。
なお、新しい手帳が交付されるまで期間を要しますので、更新手続は早めにお願いたします。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 令和元年五月三十一日（この項及び次項において「基準日」という。）から引き続き入院している者（基準日に入院中の者であつて、基準日の翌日からこの規則の施行の日前までの間に退院した者を含む。次項において単に「入院中の者」という。）であつて、改正後の第十一条の規定により費用を徴収されることとなるものについては、改正前の第十一条の規定に基づき当該費用の徴収額を算定するものとする。

3 前項の規定は、入院中の者であつて、次の各号に掲げるものについては、適用しない。

一 基準日以前において、改正前の第十一条の規定により基準日の属する入院に係る費用を徴収された者

二 改正後の第十一条の規定により費用を徴収された者

4 この規則の施行の際現に交付されている身体障害者福祉法施行規則及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成三十一年厚生労働省令第四十八号）第二条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十一号。次項において「改正前の省令」という。）に定める様式による精神障害者保健福祉手帳は、この規則による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則に定める様式によるものとみなす。

5 改正前の省令に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

6 この規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

埼玉県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年六月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第六号

埼玉県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

埼玉県中小企業高度化資金貸付規則（平成八年埼玉県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「〇・五パーセント」を「〇・四五パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に貸付けの決定がされた貸付金の貸付利率については、なお従前の例による。

規則

埼玉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年六月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第七号

埼玉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県営住宅条例施行規則（昭和五十一年埼玉県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表中三三一の項を三三四の項とし、二九五の項から三三〇の項までを三項ずつ繰り下げ、二九四の項を二九六の項とし、同項の次に次のように加える。

二九七	URコンフォール上野台住宅	ふじみ野市上野台一丁目	高層耐火	四三・九八から五〇・一一まで	二
-----	---------------	-------------	------	----------------	---

別表中二九三の項を二九五の項とし、二七二の項から二九二の項までを二項ずつ繰り下げ、同表二七一の項中「一六」を「九」に改め、同項を同表二七三の項とし、同表中二七〇の項を二七二の項とし、二三四の項から二六九の項までを二項ずつ繰り下げ、二三三の項を二三四の項とし、同項の次に次のように加える。

二三五	UR入間豊岡住宅	入間市豊岡一丁目	高層耐火	四五・三六	二
-----	----------	----------	------	-------	---

別表中二三二の項を二三三の項とし、一九二の項から二三一の項までを一項ずつ繰り下げ、一九一の項の次に次のように加える。

一九二	UR原市住宅	上尾市大字原市	中層耐火	四二・九三から四三・二九まで	三
-----	--------	---------	------	----------------	---

附則

この規則は、令和元年八月一日から施行する。

規 則

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 6 月 28 日

埼玉県公安委員会委員長 齋 藤 公 子

埼玉県公安委員会規則第 1 号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第21条の 4 中「第 9 条」を「第13条」に、「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「付属書 1」を「附属書 1」に改める。

別記様式第14の 4 備考 5 中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

管理規程

埼玉県病院事業管理規程第一号

埼玉県病院事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和元年六月二十八日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

埼玉県病院事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県病院事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十七年埼玉県病院事業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第一号及び第三号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規程は、令和元年七月一日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県病院事業管理規程第二号

埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年六月二十八日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局組織規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項表中の技師長の欄中「及び言語聴覚士」を「、言語聴覚士及び歯科衛生士」に改め、同表中の副技師長の欄中「及び言語聴覚士」を「、言語聴覚士及び歯科衛生士」に改める。

附 則

この規程は、令和元年七月一日から施行する。

管理規程

埼玉県病院事業管理規程第三号

埼玉県病院局職員被服貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年六月二十八日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

埼玉県病院局職員被服貸与規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局職員被服貸与規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第十三号）

の一部を次のように改正する。

別表中第十九号を同表中第二十号とし、同表中第十八号を第十九号とし、同表中第十七号を第十八号とし、同表中第十六号を第十七号とし、同表中第十五号を第十六号とし、同表中第十四号を第十五号とし、同表中第十三号を第十四号とし、同表中第十二号の項の次に次のように加える。

十				
三				
歯科衛生士				
白靴	予防衣	ズボン	白衣	帽子
一	二	二	二	一
一	一	一	一	一

附 則

この規程は、令和元年七月一日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県病院事業管理規程第四号

埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年六月二十八日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局職員給与規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

別表第三の口病院医療職給料表(二)の備考第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 歯科衛生士

別表第九の口病院医療職給料表(二)級別職務区分表中「言語聴覚士である技師」を、

「言語聴覚士である技師
歯科衛生士である技師」に改める。

別表第十の適用区分表中「理学療法士及び作業療法士」を「理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士」に改め、「視能訓練士及び言語聴覚士」を「視能訓練士、言語聴覚士及び歯科衛生士」に改める。

別表第十二中「医療安全管理室長」を「医療安全管理室長（病院事業管理者が定めるものに限る）」に改め、「副室長」を削り、「主席主幹」を「主席主幹
医療安全管理室長」に改める。

附 則

この規程は、令和元年七月一日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第一号

埼玉県下水道事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年六月二十八日

埼玉県下水道事業管理者 砂 川 裕 紀

埼玉県下水道事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第一号及び第三号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規程は、令和元年七月一日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第二号

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年六月二十八日

埼玉県下水道事業管理者 砂 川 裕 紀

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県流域下水道事業財務規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。

様式第二十三号（1）、様式第二十三号（2）、様式第二十三号（3）、様式第二十三号（4）、様式第二十四号、様式第二十五号（1）、様式第二十五号（2）、様式第二十五号（3）、様式第二十五号（4）、様式第二十六号（1）、様式第二十六号（2）、様式第二十八号（1）、様式第二十八号（2）、様式第二十八号（3）、様式第三十八号（4）、様式第四十一号、様式第四十三号及び様式第四十四号中「日本工機建設」を「日本建設」に改める。

附 則

- 1 この規程は、令和元年七月一日から施行する。
- 2 この規程による改正前の規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告 示

埼玉県告示第二百二号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条第三項の規定により、次の地籍調査を国土調査として令和元年六月三日付けで指定したので、同条第五項の規定により、公示する。

令和元年六月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
熊谷市	妻沼小島1地区（妻沼小島の一部）	令和元年六月三日から 令和二年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第二百三号

埼玉県情報公開条例（平成十二年埼玉県条例第七十七号）第三十六条の規定により、平成三十年度の公文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

令和元年六月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

請求及び申出の受付件数及び処理件数

実施機関	受付区分	受付件数			平成30年度処理件数					平成31年3月末現在未処理件数
		平成30年度受付件数	前年度からの繰越件数	計	開示	部分開示	不開示	取下げ	計	
知事	請求	3,718	173	3,891	337	3,116	121	257	3,831	60
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	3,718	173	3,891	337	3,116	121	257	3,831	60
教育委員会	請求	250	286	536	323	154	9	14	500	36
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	250	286	536	323	154	9	14	500	36
選挙管理委員会	請求	175	0	175	3	170	2	0	175	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	175	0	175	3	170	2	0	175	0

人事委員会	請求	9	0	9	8	0	1	0	9	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	9	0	9	8	0	1	0	9	0
監査委員	請求	39	0	39	15	24	0	0	39	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	39	0	39	15	24	0	0	39	0
労働委員会	請求	2	0	2	0	1	1	0	2	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	2	0	2	0	1	1	0	2	0
収用委員会	請求	12	0	12	0	12	0	0	12	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	12	0	12	0	12	0	0	12	0

内水面漁場 管理委員会	請求	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公営企業 管理者	請求	66	42	108	29	55	2	22	108	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	66	42	108	29	55	2	22	108	0
病院事業 管理者	請求	17	0	17	6	8	0	3	17	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	17	0	17	6	8	0	3	17	0
下水道事 業管理者	請求	12	0	12	0	4	0	8	12	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	12	0	12	0	4	0	8	12	0

地方独立 行政法人	請求	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公安委員会	請求	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察本部長	請求	890	8	898	172	622	30	12	836	62
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	890	8	898	172	622	30	12	836	62
合計	請求	5,190	509	5,699	893	4,166	166	316	5,541	158
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	5,190	509	5,699	893	4,166	166	316	5,541	158

注 1 「請求」とは埼玉県情報公開条例第 7 条に規定するものからの請求をいい、「申出」とは同条例第 2 1 条第 1 項に規定するものからの申出をいう。

注 2 件数は、公文書の件数である。

告 示

埼玉県告示第二百四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年六月二十八日

埼玉県知事 上田清司

1 購入等件名及び数量

総務事務システムの統合基盤へのシステム移行業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部総務事務センター総務事務システム第一担当 埼玉県さいたま市
浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和元年5月28日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士電機株式会社 神奈川県川崎市川崎区田辺新田1番1号

5 契約金額

117,260,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1
項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第二百五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年六月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

文書管理・財務会計・旅費システムの統合基盤へのシステム移行業務委託一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部総務事務センター財務・旅費・文書管理システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和元年5月29日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号

5 契約金額

181,467,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第二百六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一条第二項の規定により、次の認定特定非営利活動法人の認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項の規定により公示する。

令和元年六月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

特定非営利活動法人暮らしネット・えん

二 代表者の氏名

小島 美里

三 主たる事務所の所在地

埼玉県新座市石神二丁目一番四号

四 更新後の認定の有効期間

令和元年五月十三日から令和六年五月十二日まで

告 示

埼玉県告示第二百七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和元年六月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

県民活動総合センターハード・ネットワークシステム改修業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和2年1月31日（金）まで

(4) 履行場所

埼玉県県民生活部共助社会づくり課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。ただし、調達物品が令和元年9月30日までに納入された場合については、消費税及び地方消費税の税率8パーセントが適用されるため、契約を変更するものとする。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 平成21年度から平成30年度までの期間に、国又は地方公共団体から本件業務

と同種の業務を受託し、誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県県民生活部共助社会づくり課NPO認証担当 田島 電話048-830-2815（直通） 電子メールa2835-12@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において、4(3)の入札参加資格の確認申請を行った者に対して、入札説明書の機密保持誓約書と引換えに交付する。ただし、当該機密保持誓約書は、令和元年7月22日（月）午後3時までに上記(1)の交付場所に持参の上、提出すること（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年8月8日（木）午前11時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年8月8日（木）午前11時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年8月8日（木）午前11時まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県県民生活部共助社会づくり課 令和元年8月8日（木）午後2時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和元年7月22日（月）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する（調査基準価格未満の入札があった場合は、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。）。

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和元年 7 月 5 日 (金) までに埼玉県総務部入札審査課審査担当 (〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話048-830-5775 (直通)) へ送付すること。

(10) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Contract for Repair and Improvement Work on the Saitama Prefectural Citizens' Activities General Center Hard Network System

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 11:00 a.m., August 8, 2019

By registered mail or in person: 11:00 a.m., August 8, 2019

(3) Contact Information:

Mutual Social Assistance Division, Department of Public Services,
Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-2815

E-mail. a2835-12@pref.saitama.lg.jp

告 示

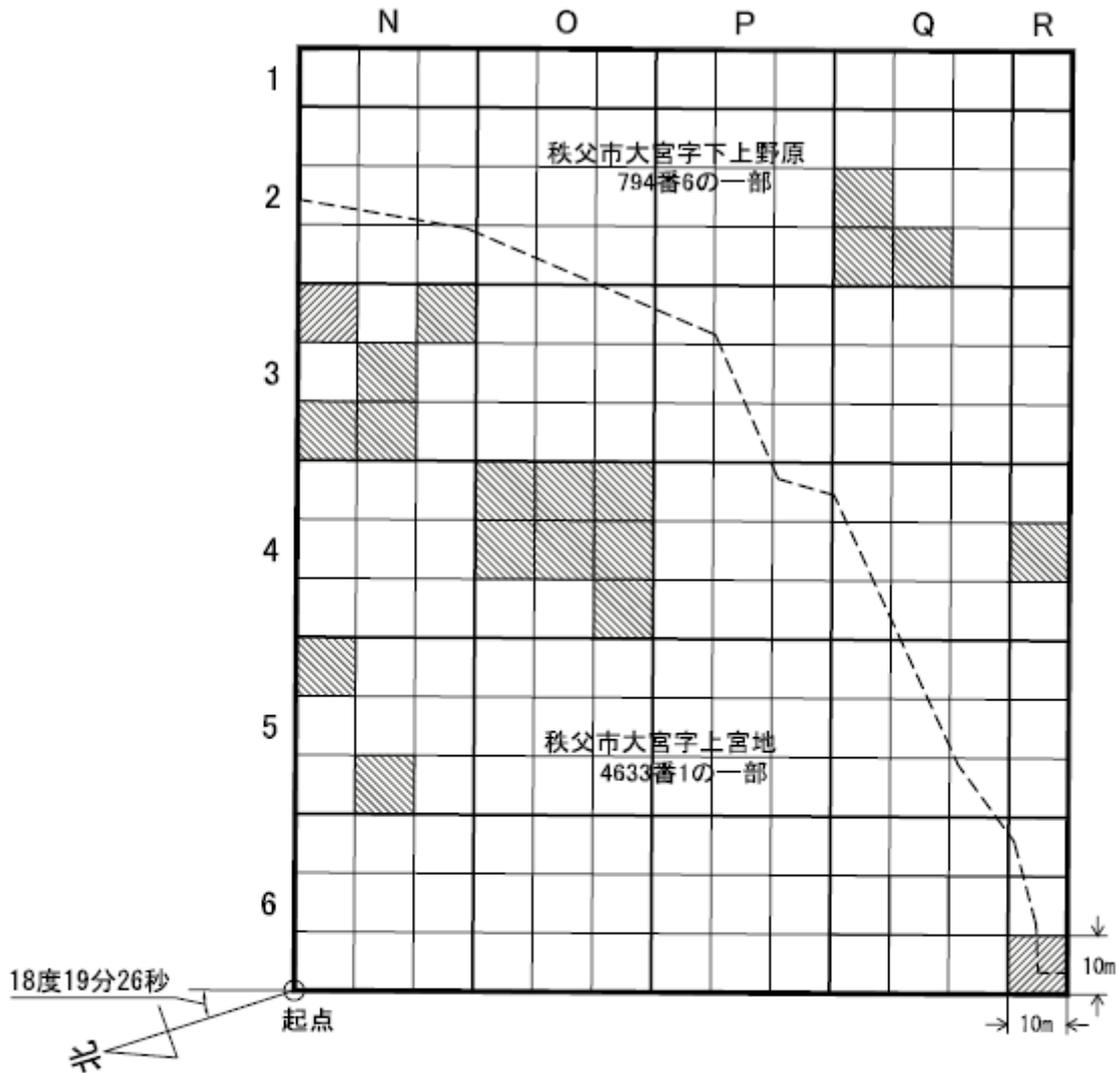
埼玉県告示第二百八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、平成三十年埼玉県告示第九百五十六号により指定した土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十三号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の土壌汚染対策法第七条第一項の規定により土地の所有者等が指示を受けている区域の指定を次のとおり一部解除する。

令和元年六月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 要措置区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県秩父市大宮字下上野原七百九十四番六の一部及び字上宮地四千六百三十三番一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
六価クロム化合物
- 三 講じられた指示措置等
基準不適合土壌の掘削による除去



【凡 例】

- 地番境界
- 敷地境界
- 要措置区域の指定を解除する区域
- 要措置区域

【起 点】

起点は、秋父市大宮字上宮地4633番1の一部の内、改変範囲の最北端とする。
 格子の回転角度：18度19分26秒

告 示

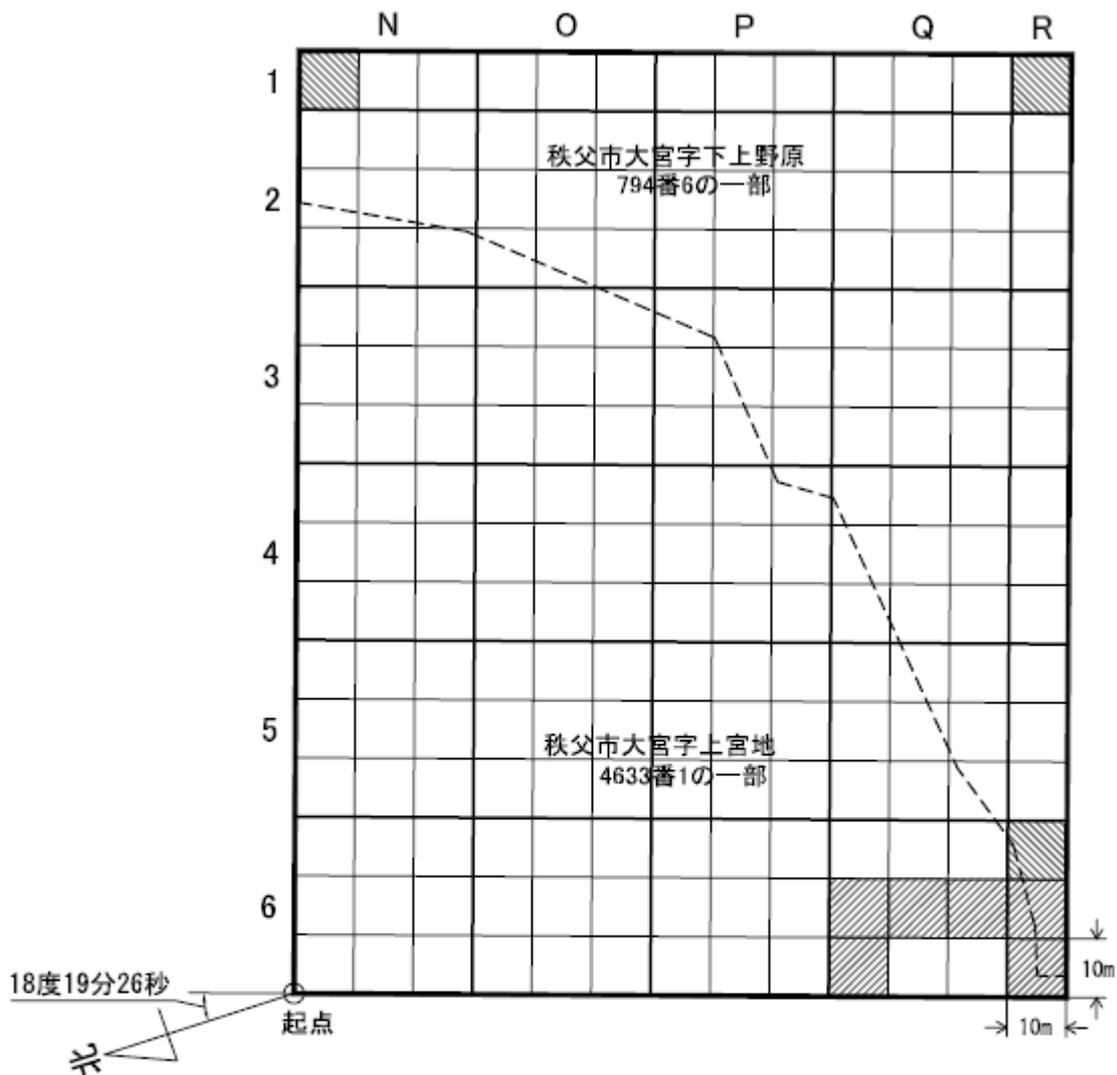
埼玉県告示第二百九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成三十年埼玉県告示第九百五十七号により指定した区域の指定を次のとおり一部解除する。

令和元年六月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県秩父市大宮字下上野原七百九十四番六の一部及び字上宮地四千六百三十三番一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去



【凡 例】

- 地番境界
- 敷地境界
- 形質変更時要届出区域の指定を解除する区域
- 形質変更時要届出区域

【起 点】

起点は、秋父市大宮字上宮地4633番1の一部の内、改変範囲の最北端とする。
 格子の回転角度：18度19分26秒

告示

埼玉県告示第二百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施術を担当する機関として、次の者を指定した。

令和元年六月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
みずほ在宅医療	有川 明慶	富士見市東みずほ台一―九―二七―二F	令和元年六月一日
よしなが皮膚科	吉永 英司	ふじみ野市上福岡六―四―五 メディカルセンター上福岡一 階A号室	令和元年六月一日
本庄早稲田クリニック	医療法人本庄早稲田クリニック	本庄市早稲田の杜三―一四―五	令和元年五月一日
荻野整形外科クリニック	荻野 睦	○ 深谷市稻荷町一―一五―三	平成三十一年三月一日
医療法人社団慈泰会新座皮膚科クリニック	医療法人社団慈泰会	新座市野火止五―二―三五 三階D	平成三十一年四月一日
いけだファミリークリニック桶川	池田 耕一	桶川市坂田東二―三―一， 二，三フレスポ桶川B棟B― 五	令和元年六月一日
あさひ整形外科・皮膚科	医療法人あさひ整形外科・皮膚科	坂戸市泉町二―一―一八	令和元年五月一日

さくら薬局	おりがみ薬局 狭山店	せんし堂薬局 所沢店	みずほ薬局 所沢店	スギ薬局 草加店	よつば薬局 豊春店	よつば薬局	よつば薬局 武里店	こもれび歯科	かごはら駅前歯科 クリニック	荻野歯科医院	上尾駅前くじら歯科
大和田 孝子	クル 株式会社ツリー	ラ 株式会社ミツム	ティア 株式会社フロン	局 株式会社スギ薬	パーク 有限会社ヘルス	パーク 有限会社ヘルス	パーク 有限会社ヘルス	小笠原 岳洋	関根 裕明	荻野 智久	須賀 秀文
ふじみ野市南台二―一―六	狭山市狭山台四―三―七	所沢市中富七五〇―一六	六 所沢市上新井二―六―一	草加市草加三―四―三	―二F 春日部市上蛭田二五九―二	春日部市中央一―四八―五	春日部市大場一三六六―六	東松山市小松原町一二―一	階一〇一 熊谷市新堀七四七―一 ンフロント・ジョウエイ	熊谷市銀座一―七四	上尾市宮本町二―一ア リコ ベルサロン館一〇二
一日 令和元年六月	一日 令和元年五月	一日 令和元年五月	四月三十日 平成三十一年	一日 令和元年六月	一日 令和元年六月	一日 令和元年六月	一日 令和元年六月	四月一日 平成三十一年	一日 令和元年六月	一日 令和元年五月	一日 令和元年六月

氏名	住所	名称	施術所		指定年月日
			所在地		
小俣 俊樹		希鍼灸整骨院	熊谷市新堀七四七ー一グラ ンフロント・ジョウエイー 〇二		令和元年五月 一日
梶川 翔平		飯能にじいろ接 骨院	飯能市東町六ー一六菊屋ビ ルーF		令和元年五月 三十日
釣谷 百合 子		リカバリー亀戸 治療室	東京都江東区亀戸六ー五五 ー二〇		令和元年五月 二十日
伊藤 亜沙 子		株式会社川崎南 はりきゆうマッ サージセンター	神奈川県川崎市川崎区砂子 ー一五ー八ー二〇一第一諏 訪ビル		令和元年五月 一日
立場 未菜		立場 未菜	八潮市伊勢野二〇八ー一マ リーナガーデンー〇〇三		平成三十一年 四月二十日
籠宮 敏夫		訪問鍼灸マッサ ージKEIRO W秩父ステーシ ョン	秩父市中町三ー一六		平成三十一年 四月一日

二 指定施術機関

訪問看護ふくしのま ち上尾	株式会社福祉の 街	上尾市壺丁目四五ー一 ー一	令和元年六月 一日
訪問看護ステーション にじ色マップ	合同会社にじ色 コンパス	坂戸市南町八ー一〇ヴァン テアンビルー〇三	令和元年五月 一日
セキ薬局 平沼店	株式会社セキ薬 品	吉川市平沼一六〇三ー二	平成三十一年 四月一日
アイン薬局 羽生店	株式会社アイン ファーマシーズ	羽生市下岩瀬五二九	令和元年五月 一日

菊池 竜太	皆川 邦子	増澤 星児	福田 博之	華 柴崎 真梨	古川 貴士	染谷 大樹	郎 佐々木 悦	新井 友子
ひまわり 在宅マッサージ	皆川 邦子	マツサージ院 ハートフル鍼灸	福田 博之	訪問鍼灸マツサ ージ K E i R O W 秩父ステーション	株式会社ケア・ クレスト	染谷 大樹	訪問医療マツサ ージ K E i R O W 綾瀬ステーション	こぼり治療院
一 さいたま市桜区神田一六一	八潮市大瀬一四〇五キヤス バル二〇六	四―二三 二F さいたま市桜区西堀八一	所沢市久米二一七五―一三	秩父市中町三一―一六	〇―一―一F 東京都世田谷区新町三一―二	八潮市大曾根八〇―一	―九ハイムアルファ二F 東京都足立区綾瀬五―一七	―五 茨城県つくば市横町三六八
三十日 令和元年五月	八日 令和元年六月	一日 令和元年五月	五日 令和元年六月	四月一日 平成三十一年	一日 令和元年六月	一日 令和元年六月	四月十日 平成三十一年	十六日 令和元年五月

告示

埼玉県告示第二百十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和元年六月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	変更事項		変更前	変更後
	開設者名称	開設者住所		
タオ薬局	株式会社本木薬局	東京都足立区本木北町一四一〇	株式会社本木薬局	東京都豊島区南池袋二―二五―五
ぐりむ薬局	開設者名称	開設者住所	株式会社本木薬局	みよの台薬局株式会社
なごみ訪問看護 リハビリステー ション	名称	名称	ケアーズなごみ訪問 看護リハビリステー ション	なごみ訪問看護リハビ リステーション
訪問看護ステー ションゆりの木 草加	所在地	所在地	草加市氷川町二一四 九―三―F	草加市氷川町二一五二 ―二クレドル草加二 〇二号室
訪問看護ステー ションあおば	所在地	所在地	新座市石神一―四― 九	新座市堀ノ内三―一四 ―三〇

二 指定施術機関

餅井 春菜		岡田 有一	保谷 太郎		石坂 雅春		氏名
施術所		施術所	施術所		施術所		変更事項
所在地	名称	名称	所在地	名称	所在地	名称	
さいたま市緑区芝原 一―二五―一二七 ブンビル一階	株式会社フレアス	おかだ整骨院	新座市栗原四―一 一―二四サニーク ートB一〇三	ハッピー整骨院	熊谷市柿沼一〇― 四―五	セリオ治療院熊谷	変更前
さいたま市大宮区桜 木町二―三二四― 一 一松本ビル四階	まごころ治療院	みんなの森整骨院 足利院	東京都東村山市青 葉町二―四四―一	ほぐ整骨院	熊谷市中奈良一九 七―四	石坂 雅春	変更後

告示

埼玉県告示第二百十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があつた。

令和元年六月二十八日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	廃止年月日
安藤医院	北葛飾郡松伏町松伏二八一 二一一	平成三十一年四月三十日
医療法人社団敬寿会 わらび北町病院附属 北町クリニック	蕨市北町二一一―二一	平成二十七年五月三十一日
中沢医院	上尾市柏座二一一三―四	平成三十一年三月三十日
本庄早稲田クリニッ ク	本庄市早稲田の杜三―一四 ―五	平成三十一年四月三十日
あさひ整形外科・皮 ふ科	坂戸市泉町二一一―八	平成三十一年四月三十日
医療法人社団研美会 すみれ歯科医院	南埼玉郡宮代町中央二―二 ―三〇	平成三十一年四月三十日
ユタカ歯科	所沢市東狭山ヶ丘一―一二 ―二	平成三十一年四月二十五日

株式会社萩原薬局	アイン薬局 羽生店	有限会社狭山台薬局	せんし堂薬局	みずほ薬局 所沢店	クオール薬局 上尾店	根本歯科医院	萩野歯科医院
深谷市仲町四―八	羽生市上岩瀬五五〇―一	狭山市狭山台四―三―七	所沢市中富七五〇―一二	所沢市上新井三―一―一	上尾市柏座二―九―一六	坂戸市日の出町一四―一三	熊谷市銀座一―七四
平成三十一年四月三十日	平成三十一年四月三十日	平成三十一年四月三十日	平成三十一年四月三十日	平成三十一年四月二十九日	平成三十一年四月三十日	令和元年五月十四日	平成三十一年四月三十日

告 示

埼玉県告示第二百十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

令和元年六月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	所在地	辞退年月日
このみ歯科クリニック	見玉郡上里町七本木三六一〇―二	令和元年六月二十一日

告示

埼玉県告示第二百十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和元年六月二十八日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
和光市北地域 包括支援セン ター	和光市新倉二 ―五―一二	ミアヘルサ株 式会社	介護予防支援	令和元年六月一 日
安達歯科クリ ニック	春日部市栄町 一―三二九	安達 泰佑	居宅療養管理 指導	令和元年五月一 日
居宅介護支援 事業所 ころ	坂戸市中小坂 七六五―一八	株式会社G― H e a r t s	介護予防居宅 療養管理指導	平成三十一年三 月一日

告示

埼玉県告示第二百十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和元年六月二十八日

埼玉県知事 上田清司

名称		変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
プロトライフケア久喜		事業所名称	株式会社シルバーはあと	プロトライフケア久喜	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売
訪問看護ステーションあおば		事業所所在地	新座市石神一 四 九	新座市堀ノ内 ○ 三 一 四 三	訪問看護 介護予防訪問看護
居宅介護サービス		事業所所在地	入間市宮前町 八 三 二	入間市鍵山二 三 一 二 ○	居宅介護支援
		事業所所在地	入間市春日町 一 八 二 ○ 島 205 サンライズ小	入間市鍵山二 三 一 二 ○	

告 示

埼玉県告示第二百十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和元年六月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称		所在地		サービスの種類		廃止年月日
オダカ歯科医院		和光市本町五一 一五山ビル二F		介護予防居宅療養 管理指導	居宅療養管理指導	平成二十九年三月 五日
せんし堂薬局所沢 店		所沢市中富七五 〇―一二		介護予防居宅療養 管理指導	居宅療養管理指導	平成三十一年四月 三十日
おひさま介護サ― ビス 春日部		春日部市栄町一 ―四〇		訪問介護	居宅介護支援	平成三十一年三月 三十一日
介護予防訪問介護						

おひさま介護サービス 東松山		埼玉飯能病院		おひさま介護サービス 所沢		おひさま介護サービス 朝霞				おひさま介護サービス 草加			
東松山市松山町一 八―三		飯能市飯能一―八五		所沢市くすのき台三 ―四―六エシール所 沢一〇三		朝霞市本町二―二― 三七老松ビル一F				草加市高砂二―一八 ―四二川井ビル二階			
介護予防訪問介護	訪問介護	設 介護療養型医療施	短期入所療養介護	介護予防訪問介護	訪問介護	介護予防福祉用具 貸与	介護予防訪問介護	居宅介護支援	福祉用具貸与	訪問介護	介護予防訪問介護	居宅介護支援	訪問介護
平成三十一年三 月三十一日		令和元年五月三 十一日		平成三十一年三 月三十一日		平成三十一年三 月三十一日				平成三十一年三 月三十一日			

告 示

埼玉県告示第二百十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

令和元年六月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

三上 武彦	速水 宏樹	島 克司	野村 務	菅原 壯一	橋本 蔵人	医師の氏名
肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害	じん臓機能障害	肢体不自由	指定障害区分
整形外科、リハビリテーション科	整形外科	脳神経外科	耳鼻咽喉科	外科、泌尿器科	整形外科	診療科名
医療法人新井病院	医療法人社団埼玉巨樹の会新久喜総合病院	医療法人社団博翔会桃園園北本病院	明海大学歯学部付属明海大学病院	医療法人瑞友会ふじみ野腎クリニック	くらんど整形外科	医療機関の名称
久喜市久喜中央二―二二十八	久喜市上早見四百十八―一	北本市深井三―七十五	坂戸市けやき台一―一	ふじみ野市駒林元町三―五―三	戸田市笹目南町三十三―二	医療機関の所在地
同	同	同	同	同	平成三十一年四月一日	指定年月日

根木 宏明	畑中 章生	高橋 洋平	井出 智之	服部 隆幸	橋本 英明
肢体不自由 声・言語機能障害、 平衡機能障害、音	聴覚障害、平衡機能 障害、音声・言語機 能障害、そしやく機 能障害	視覚障害	視覚障害	視覚障害	視覚障害
脳神経外科	頭頸部外科(耳鼻 咽喉科)	眼科	眼科	眼科	眼科
埼玉県立循環器・呼吸 器病センター	尾中央総合病院 医療法人社団愛友会上	TMGあさか医療セン ター	いで眼科クリニック 医療法人社団武蔵野会	春日部市立医療センタ ー	深谷赤十字病院
熊谷市板井千六百九十六	上尾市柏座一―十一十	一 朝霞市溝沼千三百四十―	吉川市美南五―六―九	春日部市中央六―七―一	一 深谷市上柴町西五―八―
同	同	同	同	同	令和元年六月二十日

吉川 雄一郎	泰井 敏毅	亀井 聡	山内 洋子	須佐 美知郎	清水 崇
肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由
脳神経外科	整形外科	脳神経内科	リハビリテーション 科	整形外科	脳神経外科
埼玉県立循環器・呼吸器 病センター	国立障害者リハビリテー ションセンター病院	医療法人社団愛友会上 尾中央総合病院	埼玉医科大学病院	防衛医科大学校病院	医療法人社団愛友会上 尾中央総合病院
熊谷市板井千六百九十六	所沢市並木四一一	上尾市柏座一一一十	入間郡毛呂山町毛呂本郷 三十八	所沢市並木三一二	上尾市柏座一一一十
同	同	同	同	同	同

塩入 瑛梨子	相川 健	高橋 駿介	香坂 隆夫	阿部 力	太田 吉実
じん臓機能障害	じん臓機能障害	じん臓機能障害	じん臓機能障害	心臓機能障害	心臓機能障害
腎臓内科	泌尿器科	腎臓内科	内科、小児科	循環器内科	循環器科
合病院 医療法人秀和会秀和総	医療法人社団埼玉巨樹 の会新久喜総合病院	深谷赤十字病院	社会医療法人社団堀ノ 内病院	院 社会医療法人入間川病	社会福祉法人恩賜財団 済生会支部埼玉県済生 会栗橋病院
春日部市谷原新田千二百	久喜市上早見四百十八―一	深谷市上柴町西五―八―一	新座市堀ノ内二―九―三十一	狭山市祇園十七―二	久喜市小右衛門七百十四―六
同	同	同	同	同	同

風間 伸介	増田 貴史	貫井 義久	金井 弘次	塚田 美保	坂口 祐希	野原 惇
害 能障害、小腸機能障 害 ぼうこう又は直腸機 能障害、小腸機能障 害	呼吸器機能障害	呼吸器機能障害	じん臓機能障害	じん臓機能障害	じん臓機能障害	じん臓機能障害
消化器外科	呼吸器内科	呼吸器内科	腎臓内科	腎臓内科、透析科	内科	内科
埼玉県立がんセンター	春日部市立医療セン ター	医療法人秀和会秀和総 合病院	社会医療法人財団石心 会埼玉石心会病院	社会医療法人財団石心 会埼玉石心会病院	医療法人社団武蔵野会 TMGあさか医療セン ター	医療法人くぼじまクリ ニッケ
十 北足立郡伊奈町大字小室七百八	春日部市中央六―七―一	春日部市谷原新田千二百	狭山市入間川二―三十七―二十	狭山市入間川二―三十七―二十	朝霞市溝沼千三百四十一―一	熊谷市久保島千七百八十五―二
同	同	同	同	同	同	同

齊藤 準	ぼうこう又は直腸機 能障害	外科	医療法人社団武蔵野会 新座志木中央総合病院	新座市東北一―七―二	同
---------	------------------	----	--------------------------	------------	---

告示

埼玉県告示第二百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、
葛西・羽生領島中領土地改良区連合から当該役員に就任した者及び当該役員を退任
した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和元年六月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	三ツ林 裕己	埼玉県幸手市大字千塚四百九十番地一
同	豊田 昭彦	同 草加市柿木町七百二十四番地
同	林 成夫	同 吉川市大字三輪野江千四百三十番地
同	岸 親義	同 北葛飾郡杉戸町大字北蓮沼三百五十二番地一
同	藤 沼 宏次	同 幸手市大字神明内二百五十六番地一
同	坂 田 修一	同 羽生市大字北荻島七百十番地
同	野 本 陽一	同 加須市久下三丁目四百三十一番地
同	丸 山 辰夫	同 加須市中渡六十番地一
同	吉 岡 榮市	同 羽生市大字秀安百十五番地
監事	山 田 加藏	同 久喜市栗橋千四百五番地
同	岡 田 利彦	同 三郷市上彦名二百四十六番地
同	齊 藤 忠男	同 吉川市大字八子新田七百五十五番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	林 成夫	埼玉県吉川市大字三輪野江千四百三十番地
同	豊田 昭彦	同 草加市柿木町七百二十四番地
同	岸 親義	同 北葛飾郡杉戸町大字北蓮沼三百五十二番地一
同	齊 藤 忠男	同 吉川市大字八子新田七百五十五番地
同	藤 沼 宏次	同 幸手市大字神明内二百五十六番地一
同	山 田 達雄	同 久喜市中里五十二番地
同	野 本 陽一	同 加須市久下三丁目四百三十一番地
同	金 井 榮治	同 久喜市佐間四百八十四番地
同	蓮 見 功	同 加須市琴寄八百二十四番地
監事	奥 貫 榮市	同 幸手市平須賀一丁目二百十七番地
同	岡 田 利彦	同 三郷市上彦名二百四十六番地

同

坂

田

修

一

同

羽

生

市

北

荻

島

七

百

十

番

地

告 示

埼玉県告示第二百十九号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年六月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（数値地形図データ更新）

三 作業地域

さいたま市全域

四 作業期間

令和元年五月二十七日から令和二年二月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第二百二十号

測量計画機関である青梅市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年六月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

青梅市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

入間市大字木蓮寺

四 作業期間

令和元年六月二十四日から令和二年二月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第二百二十一号

測量計画機関である宮代町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年六月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

宮代町

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

宮代町全域

四 作業期間

令和元年十月一日から令和二年三月二十九日まで

告 示

埼玉県告示第二百二十二号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

令和元年六月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所及び氏名

埼玉県入間市小谷田一丁目十七番十九号

小山 文彦

二 取消年月日

令和元年五月二十七日

告 示

埼玉県告示第二百二十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和元年六月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

ヘリコプターエンジン（プラット・アンド・ホイットニー・カナダ式PW206 C型）オーバーホール請負 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和元年12月27日（金）まで

(4) 履行場所

埼玉県警察本部地域部地域総務課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857号）に基づき、「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」のA等級に格付けされた者で、営業品目が「大分類：その他の業務、小分類：ヘリコプター点検・整備等業務」に登録された者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 調達案件について、仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた

者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 平野 電話048-832-0110 内線2243

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒350-1324 埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地 埼玉県警察本部地域部地域
総務課航空隊航空整備係 電話04-2956-5831

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年8月8日（木）午前10時20分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年8月7日（水）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年8月8日（木）午前10時20分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和元年8月8日（木）午前10時30分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和元年8月2日（金）午後3時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類

を令和元年7月5日(金)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))
へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Contract of
Helicopter Engine Overhaul (Pratt & Whitney Canada, PW206C)

(2) Time - limit for tender:By the electronic tender system;10:20 a.m.
August 8, 2019 By mail;5:00 p.m. August 7, 2019 In person;10:20 a.m. August
8, 2019

(3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance
Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Pre-
fectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2243

告 示

埼玉県告示第二百二十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和元年六月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

非常時映像伝送システムの賃貸借 2セット

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

1セットについては令和元年11月1日（金）から令和6年10月31日（木）まで、1セットについては令和2年2月1日（土）から令和6年10月31日（木）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部警備部オリンピックパラリンピック対策課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 平野 電話048-832-0110 内線2245

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
警備部オリンピックパラリンピック対策課テロ対策調整係 電話048-832-0110
内線5983

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年8月9日（金）午前10時20分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年8月8日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年8月9日（金）午前10時20分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和元年8月9日（金）午前10時25分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和元年8月2日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉

県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和元年7月5日(金)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: A Lease of Emergency Video Transmission System

(2) Time - limit for tender: By the electronic tender system; 10:20 a.m. August 9, 2019 By mail; 5:00 p.m. August 8, 2019 In person; 10:20 a.m. August 9, 2019

(3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2245

告 示

埼玉県告示第二百二十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和元年六月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

ア レーダー式速度測定装置（定置式）	3セット
イ 光電式速度測定装置（定置式）	10セット

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

令和2年1月31日（金）

(4) 納入場所

埼玉県警察本部交通部交通指導課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級、B等級又はC等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 平野 電話048-832-0110 内線2245

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
交通部交通指導課取締企画係 電話048-832-0110 内線5333

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年8月9日（金）午前10時25分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年8月8日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年8月9日（金）午前10時25分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和元年8月9日（金）午前10時30分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和元年8月2日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和元年7月5日（金）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通）
へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

本件入札は、入札の結果、落札者との契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年埼玉県条例第15号)に基づき、県議会の議決に付さなければならない契約となる場合には、落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

なお、落札決定から本契約までの間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱第3条の規定による入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない(契約辞退を申し出るものとする。)

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Purchase of two items such as photo radar device (stationary) and the other
- (2) Time - limit for tender: By the electronic tender system; 10:25 a.m. August 9, 2019 By mail; 5:00 p.m. August 8, 2019 In person; 10:25 a.m. August 9, 2019
- (3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2245

告示

埼玉県熊谷県税事務所長告示第一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

令和元年六月二十八日

埼玉県熊谷県税事務所長 山崎 高章

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
有限会社貫井石油	代表取締役 貫井 二郎	埼玉県児玉郡神川町大字下阿久原八百七十七番地十五	令和元年五月三十一日

告 示

埼玉県議会議長告示第一号

平成十八年埼玉県議会議会告示第一号（公文書の写しの交付に要する費用等を定める告示）の一部を次のように改正し、令和元年七月一日から施行する。

令和元年六月二十八日

埼玉県議会議長 神 尾 高 善

別表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第一号

平成二十二年流域下水道事業告示第二号（埼玉県情報公開条例による公文書の写しの交付を求める者が負担すべき費用等を定める告示）の一部を次のように改正し、令和元年七月一日から施行する。

令和元年六月二十八日

埼玉県下水道事業管理者 砂 川 裕 紀

別表第三号中「~~田~~外~~上~~継~~理~~格」を「~~田~~外~~上~~継~~理~~格」に改める。

告示

埼玉県選管告示第十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設から、次のとおり名称の異動の届出があった。

令和元年六月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細田徳治

旧	新	
獨協医科大学越谷病院	獨協医科大学埼玉医療センター	施設の開設主体及び名称
	埼玉県越谷市 南越谷二丁目一番五十号	所在地

告 示

埼玉県選管告示第十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者
投票を行うことができる次の施設につき、その指定を解除した。

令和元年六月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
病院	社会医療法人至仁会 日高日生病院	埼玉県日高市高萩千六百十九番地

告 示

埼玉県監査委員告示第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に關する報告を次のとおり公表する。

令和元年六月二十八日

埼玉県監査委員	山本光紀
埼玉県監査委員	佐野勝正
埼玉県監査委員	高橋政雄
埼玉県監査委員	新井一徳

1 監査結果に関する報告

(1) 監査の対象事務

平成29年度・平成30年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

(2) 監査の対象機関 116機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
企画財政部	県央地域振興センター
総務部	上尾県税事務所、朝霞県税事務所、飯能県税事務所、東松山県税事務所 行田県税事務所
環境部	東松山環境管理事務所、越谷環境管理事務所
福祉部	東部中央福祉事務所、西部福祉事務所、中央児童相談所、所沢児童相談所
保健医療部	東松山保健所、坂戸保健所
産業労働部	計量検定所
農林部	さいたま農林振興センター、川越農林振興センター、東松山農林振興センター、大里農林振興センター、熊谷家畜保健衛生所、茶業研究所、水産研究所
教育局	南部教育事務所、東部教育事務所、総合教育センター、総合教育センター江南支所、歴史と民俗の博物館、さきたま史跡の博物館、伊奈学園中学校、上尾高等学校、上尾鷹の台高等学校、上尾橘高等学校、上尾南高等学校、朝霞高等学校、朝霞西高等学校、いずみ高等学校、伊奈学園総合高等学校、入間向陽高等学校、浦和高等学校、浦和北高等学校、浦和工業高等学校、浦和商业高等学校、大宮東高等学校、大宮武蔵野高等学校、桶川西高等学校、越生高等学校、春日部工業高等学校、春日部女子高等学校、北本高等学校、久喜高等学校、久喜工業高等学校、熊谷工業高等学校、熊谷商業高等学校、熊谷西高等学校、鴻巣高等学校、越谷北高等学校、越谷総合技術高等学校、越谷西高等学校、越谷東高等学校、坂戸西高等学校、幸手桜高等学校、狭山経済高等学校、狭山工業高等学校、狭山清陵高等学校、狭山緑陽高等学校、白岡高等学校、鶴ヶ島清風高等学校、常盤高等学校、所沢商業高等学校、所沢中央高等学校、所沢西高等学校、豊岡高等学校、滑川総合高等学校、蓮田松韻高等学校、鳩山高等学校、羽生実業高等学校、飯能高等学校、飯能南高等学校、日高高等学校、不動岡高等学校、松山高等学校、松山女子高等学校、宮代高等学校、妻沼高等学校、八潮高等学校、与野高等学校、和光高等学校、上尾かしの木特別支援学校、入間わかくさ高等特別支援学校、浦和特別支援学校、特別支援学校大宮ろう学園、春日部特別支援学校、行田特別

	支援学校、越谷特別支援学校、特別支援学校坂戸ろう学園、狭山特別支援学校、蓮田特別支援学校、東松山特別支援学校、宮代特別支援学校、和光南特別支援学校
警察本部	警察学校、大宮警察署、大宮西警察署、朝霞警察署、上尾警察署、西入間警察署、飯能警察署、東松山警察署、小川警察署、熊谷警察署、行田警察署、春日部警察署、越谷警察署、幸手警察署、杉戸警察署、吉川警察署

(3) 監査実施日

平成31年1月8日～平成31年2月5日

(4) 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合規性はもとより、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証

(5) 監査の結果

ア 指摘事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行(以下「事務事業の執行等」という。)が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの
(ア)事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの

(イ)事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの

イ 注意事項

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの
(ア)事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正や今後の改善が必要と認められるもの

(イ)事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

ア 指摘事項

該当なし

イ 注意事項

機関・職制名		監 査 の 結 果
県土整備部	越谷県土整備事務所	<p>平成 29 年 8 月に締結した「社会資本整備総合交付金（改築）整備工事[基盤創造]（用地取得あっせん業務委託）」の協定において、次の点で不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 業務が協定の履行期限内に完了していないにもかかわらず、履行期限の延長などの必要な手続を行っていなかった。 2 履行期限経過後、成果品の補正に不測の日数を要した上、補正完了後の完了検査も 2 か月あまり遅延した。
警察本部	警察学校	<p>平成 29 年度の「警察学校空調機器保守管理業務委託」について、契約相手方から業務の再委託は行わないとの報告を受けていたが、四半期ごとの業務完了報告書には再委託の事実が確認できる書類が添付されており、契約で定めている承諾手続を行っていなかったことは、不適切であった。</p>
警察本部	大宮西警察署	<p>平成 30 年度の「一般廃棄物処理業務委託契約」について、業務内容の追加を目的とする変更契約を締結した際、当初契約の別紙支払内訳書と仕様書の業務内容を変更したが、契約書第 6 条に規定する契約金額及び年度別支払内訳を変更しなかったことは、不適切であった。</p>

告 示

埼玉県監査委員告示第四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項の規定に基づき、埼玉県知事及び埼玉県教育委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

令和元年六月二十八日

埼玉県監査委員	山本光紀
埼玉県監査委員	佐野勝正
埼玉県監査委員	高橋政雄
埼玉県監査委員	新井一徳

1 監査の結果「指摘」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
産業労働部	産業技術総合センター	平成 31 年 3 月 1 日 (第 3084 号)	平成 29 年度の「電子線マイクロアナライザ (JXA-8530F) 保守委託」について、契約及び支出に関する文書の所在が不明であり、確認できなかったことは、不適切であった。	<p>再発防止に向けて以下の取組を行った。</p> <p>1 職員の意識改善 職場内研修 (平成 30 年 12 月 17 日～20 日にかけて計 5 回) を開催し、センター長が「重大事故の再発防止」のための意識付け・注意喚起を図るとともに、財務文書の取扱いについてルールを明確にした。 また、副センター長が職員全員と個別に面談し、今回の文書紛失事故の重大性を認識させるとともに、文書紛失以外にも情報流出等を発生させないよう意識付けを行った。 さらに、今回の問題をセンター職員全員が重く受け止めるため、各担当で日々の文書管理・情報管理の問題点・改善策について検討を行った。その結果、定期的な業務点検の必要性を再確認し、実施徹底することとした。</p> <p>2 再発防止システムの整備 財務関係書類の管理を徹底するため、ファイリングキャビネットは常時施錠することとし、文書の閲覧・貸出に当たっては、貸出簿へ記入することにより文書の所在や使用状況等を明らかにした。 また、財務文書の取扱いについて、処理段階ごとの責任者を明確にし、責任者の意識向上を図った。 さらに、電子化した文書をパソコンで容易に閲覧できるようにすることで、紙媒体の参照頻度を減らし、紙文書紛失に対するリスク管理を向上させた。</p>

2 監査の結果「注意」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月 日（県報の号数）	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
教育局	三郷特別 支援学校	平成31年3月1日 (第3084号)	非常勤講師に対し勤務条件等を書面で交付しなければならぬところ、 交付していなかったことは、不適切であった。	再発防止のため、「非常勤講師辞令交付時の確認チェックリスト」を作成し、非常勤講師ごとにチェックを徹底することとした。 このチェックリストに基づき、非常勤講師の着任前日までに辞令及び勤務条件通知書を準備し、複数の管理職で事前確認を行うこととした。 また、当日手交する際にも、複数の管理職が同席し、書類に漏れがないか確認を行うこととした。

告 示

埼玉県監査委員告示第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第七項の規定に基づき、監査を執行したので、同条第九項に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和元年六月二十八日

埼玉県監査委員	山 本 光 紀
埼玉県監査委員	佐 野 勝 正
埼玉県監査委員	高 橋 政 雄
埼玉県監査委員	新 井 一 徳

監査の結果

1 監査の概要

(1) 監査の対象団体及び実施時期

埼玉県が資本金等の4分の1以上を出資している団体（出資団体）、公の施設の指定管理者及び補助金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給、その他の財政的援助を与えている団体（補助金等交付団体）について監査を実施するもので、このうち出資団体10団体、指定管理者17団体20施設、補助金等交付団体16団体について、平成30年9月から平成31年2月までの間に実施した。

(2) 監査の対象事項

- ア 平成29年度の出資団体における出納その他の事務
- イ 平成29年度の指定管理者による公の施設の管理業務に係る出納その他の事務
- ウ 平成29年度に埼玉県が交付した補助金等財政的援助に係る出納その他の事務

2 監査の結果

監査対象団体別の監査の結果は、次のとおりである。

なお、指摘事項及び注意事項以外の軽微な不当事項等については、監査対象団体及び所管部局にその都度注意した。

- ・ 指摘事項は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が違法又は不当と認められるもののうち、総合的に勘案して重大であると認められるもの
- ・ 注意事項は、違法又は不当と認められるもののうち、指摘事項及び軽微な事項に該当しないと認められるもの

(1) 出資団体

監査対象団体	株式会社秩父開発機構		
所管部局	企画財政部		
監査実施日	職員調査 平成30年12月10日 委員監査 平成31年 1月28日(書面)		
財政的援助等の内容	出資金		
	・ 県の出資	123,000,000円	
	・ 団体の基本財産	480,000,000円	
	・ 県の出資割合		25.6%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	埼玉新都市交通株式会社		
所管部局	企画財政部		
監査実施日	職員調査 平成30年 9月 3日 委員監査 平成30年10月 4日		
財政的援助等の内容	出資金		
	・ 県の出資	700,000,000円	
	・ 団体の基本財産	2,000,000,000円	
	・ 県の出資割合		35.0%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	公益財団法人いきいき埼玉		
所管部局	県民生活部		
監査実施日	職員調査 平成30年 9月25日 委員監査 平成30年12月14日		
財政的援助等の内容	出資金		
	・県の出資	50,000,000円	
	・団体の基本財産	82,000,000円	
	・県の出資割合		61.0%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団		
所管部局	県民生活部		
監査実施日	職員調査 平成30年 9月 7日 委員監査 平成30年11月26日		
財政的援助等の内容	出資金		
	・県の出資	100,000,000円	
	・団体の基本財産	100,000,000円	
	・県の出資割合		100.0%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	公益財団法人埼玉県消防協会		
所管部局	危機管理防災部		
監査実施日	職員調査 平成31年 1月15日 委員監査 平成31年 2月15日(書面)		
財政的援助等の内容	出資金		
	・県の出資	100,000,000円	
	・団体の基本財産	318,531,822円	
	・県の出資割合		31.4%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団		
所管部局	福祉部		
監査実施日	職員調査 平成30年 9月12日 委員監査 平成30年10月25日		
財政的援助等の内容	出資金		
	・県の出資	10,000,000円	
	・団体の基本財産	10,000,000円	
	・県の出資割合		100.0%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	公益財団法人埼玉県産業文化センター
所管部局	産業労働部
監査実施日	職員調査 平成30年11月 5日 委員監査 平成30年12月26日(書面)
財政的援助等の内容	出資金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県の出資 50,000,000円 ・ 団体の基本財産 150,000,000円 ・ 県の出資割合 33.3%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	埼玉県土地開発公社
所管部局	県土整備部
監査実施日	職員調査 平成31年 1月10日 委員監査 平成31年 2月14日(書面)
財政的援助等の内容	出資金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県の出資 100,000,000円 ・ 団体の基本財産 100,000,000円 ・ 県の出資割合 100.0%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	公益財団法人埼玉県公園緑地協会
所管部局	都市整備部
監査実施日	職員調査 平成30年10月17日 委員監査 平成30年12月14日
財政的援助等の内容	出資金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県の出資 48,900,000円 ・ 団体の基本財産 97,800,000円 ・ 県の出資割合 50.0%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	株式会社さいたまリバーフロンティア
所管部局	企業局
監査実施日	職員調査 平成31年 1月 9日 委員監査 平成31年 2月15日(書面)
財政的援助等の内容	出資金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県の出資 58,000,000円 ・ 団体の基本財産 130,000,000円 ・ 県の出資割合 44.6%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

(2) 指定管理者

監査対象団体	公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団
所管部局	県民生活部
監査実施日	職員調査 平成30年 9月 7日 委員監査 平成30年11月26日
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 彩の国さいたま芸術劇場 832,138,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	公益財団法人埼玉県体育協会・株式会社サイオー共同事業体
所管部局	県民生活部
監査実施日	職員調査 平成30年 9月21日 委員監査 平成30年11月15日
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 武道館 108,982,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	丹青社・日立ビルシステム共同事業体
所管部局	危機管理防災部
監査実施日	職員調査 平成30年 9月19日 委員監査 平成30年10月25日
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 埼玉県防災学習センター 69,545,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	公益財団法人埼玉県生態系保護協会
所管部局	環境部
監査実施日	職員調査 平成30年11月13日 委員監査 平成30年12月19日(書面)
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 埼玉県自然学習センター・北本自然観察公園 63,960,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 平成30年12月11日 委員監査 平成31年 2月 1日(書面)
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 埼玉県社会福祉総合センター 108,811,000円
監査の結果	【注意事項】 平成29年度に契約した次の修繕工事について、契約額が50万円以上であるにもかかわらず、経理規程に定める請書その他これに準ずる書面を徴取していなかったのは不適切であった。 1 吸収冷温水機回路洗浄塗装(契約額:993,600円) 2 高性能フィルター交換修繕(4階北、5階)(契約額:993,600円) 3 高性能フィルター交換修繕(2階、3階、4階南)(契約額:903,960円)

監査対象団体	社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 平成30年 9月12日 委員監査 平成30年10月25日
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 嵐山郷 450,288,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 平成30年11月 9日 委員監査 平成30年11月22日(書面)
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 埼玉県障害者交流センター 302,073,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	株式会社馬淵商事
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 平成30年10月19日 委員監査 平成30年12月 7日(書面)
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 埼玉県伊豆潮風館 107,000,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	埼玉県公園緑地協会・シンコースポーツグループ	
所管部局	保健医療部	
監査実施日	職員調査 平成30年 9月27日 委員監査 平成30年12月13日	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 県民健康福祉村	151,233,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	公益社団法人埼玉県農林公社	
所管部局	農林部	
監査実施日	職員調査 平成31年 1月17日 委員監査 平成31年 2月19日(書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 埼玉県農林公園	79,477,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	公益財団法人埼玉県公園緑地協会	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	職員調査 平成30年11月12日 委員監査 平成30年11月22日(書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 羽生水郷公園	151,135,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	所沢航空記念公園マネジメントネットワーク	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	職員調査 平成30年 9月13日 委員監査 平成30年11月15日	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 所沢航空記念公園	333,480,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	秩父開発機構・西武造園グループ	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	職員調査 平成30年12月20日 委員監査 平成31年 2月12日(書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 秩父公園	177,942,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	公益財団法人埼玉県公園緑地協会	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	職員調査 平成30年10月25日 委員監査 平成30年12月13日	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 埼玉スタジアム2002公園	305,421,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	埼玉県公園緑地協会・埼玉県造園業協会グループ	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	職員調査 平成30年11月16日 委員監査 平成31年 1月 9日(書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 大宮第二公園及び第三公園	68,170,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	オーエンス・アイルグループ	
所管部局	教育局	
監査実施日	職員調査 平成31年 1月24日 委員監査 平成31年 2月27日(書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 小川げんきプラザ	85,419,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	株式会社東急コミュニティー	
所管部局	教育局	
監査実施日	職員調査 平成31年 1月22日 委員監査 平成31年 3月 4日(書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 神川げんきプラザ	81,253,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	公益財団法人けやき文化財団	
所管部局	教育局	
監査実施日	職員調査 平成31年 1月11日 委員監査 平成31年 2月22日(書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 さいたま文学館	98,831,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	株式会社乃村工藝社
所管部局	教育局
監査実施日	職員調査 平成30年11月30日 委員監査 平成31年 1月23日(書面)
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 川の博物館 234,017,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

(3) 補助金等交付団体

監査対象団体	学校法人戸田東幼稚園 (戸田東幼稚園、戸田東第二幼稚園)
所管部局	総務部
監査実施日	職員調査 平成31年 2月 7日 委員監査 平成31年 3月 6日(書面)
財政的援助等の内容	(戸田東幼稚園、戸田東第二幼稚園) 1 私立学校(幼稚園)運営費補助金 108,212,000円 2 私立幼稚園等特別支援教育費補助金 6,272,000円 3 私立幼稚園保育料軽減事業補助金 156,800円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人山口学園 (川越ひばり幼稚園、川越第二ひばり幼稚園、川鶴ひばり幼稚園)
所管部局	総務部
監査実施日	職員調査 平成31年 2月13日 委員監査 平成31年 3月12日(書面)
財政的援助等の内容	(川越ひばり幼稚園、川越第二ひばり幼稚園、川鶴ひばり幼稚園) 1 私立学校(幼稚園)運営費補助金 134,824,000円 2 私立幼稚園等特別支援教育費補助金 4,704,000円 3 私立幼稚園等緊急環境整備費補助金 228,000円 4 私立幼稚園保育料軽減事業補助金 79,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人狭山福祉会 (軽費老人ホーム柏苑)
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 平成31年 1月31日 委員監査 平成31年 2月14日(書面)
財政的援助等の内容	(軽費老人ホーム柏苑) 1 軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金 62,351,920円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人武蔵野ユートピアダイアナクラブ（武蔵野ユートピアダイアナクラブ）
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 平成31年 1月18日 委員監査 平成31年 2月15日(書面)
財政的援助等の内容	(軽費老人ホーム武蔵野ユートピアダイアナクラブ) 1 軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金 61,817,472円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人柏樹会（ケアハウスシャローム）
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 平成31年 1月23日 委員監査 平成31年 2月 1日(書面)
財政的援助等の内容	(ケアハウスシャローム) 1 軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金 30,629,092円 2 独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金 267,750円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	埼玉県商工会連合会
所管部局	産業労働部
監査実施日	職員調査 平成31年 1月29日 委員監査 平成31年 2月15日(書面)
財政的援助等の内容	(埼玉県商工会連合会) 1 小規模事業経営支援事業費補助金 136,358,000円 2 広域指導推進事業費補助金 39,165,977円 3 埼玉県商工団体補助金 3,360,000円 4 経営支援等専門家派遣事業補助金 2,295,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	熊谷商工会議所
所管部局	産業労働部
監査実施日	職員調査 平成31年 2月 6日 委員監査 平成31年 2月19日(書面)
財政的援助等の内容	(熊谷商工会議所) 1 小規模事業経営支援事業費補助金 54,601,600円 2 中小企業経営力向上事業補助金 510,800円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	狭山商工会議所	
所管部局	産業労働部	
監査実施日	職員調査 平成31年 1月30日 委員監査 平成31年 2月20日(書面)	
財政的援助等の内容	(狭山商工会議所) 1 小規模事業経営支援事業費補助金 36,527,116円 2 中小企業経営力向上事業補助金 360,000円	
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	加須市商工会	
所管部局	産業労働部	
監査実施日	職員調査 平成31年 2月 1日 委員監査 平成31年 3月 4日(書面)	
財政的援助等の内容	(加須市商工会) 1 小規模事業経営支援事業費補助金 70,891,000円 2 中小企業経営力向上事業補助金 896,099円	
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	三郷市商工会	
所管部局	産業労働部	
監査実施日	職員調査 平成30年12月13日 委員監査 平成30年12月28日(書面)	
財政的援助等の内容	(三郷市商工会) 1 小規模事業経営支援事業費補助金 48,317,000円 2 中小企業経営力向上事業補助金 330,770円	
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	新座市商工会	
所管部局	産業労働部	
監査実施日	職員調査 平成31年 1月25日 委員監査 平成31年 2月27日(書面)	
財政的援助等の内容	(新座市商工会) 1 小規模事業経営支援事業費補助金 43,492,000円 2 中小企業経営力向上事業補助金 720,000円	
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	八潮市商工会	
所管部局	産業労働部	
監査実施日	職員調査 平成31年 1月16日 委員監査 平成31年 1月28日(書面)	
財政的援助等の内容	(八潮市商工会) 1 小規模事業経営支援事業費補助金 41,203,000円 2 中小企業経営力向上事業補助金 243,260円	
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	鳩ヶ谷商工会	
所管部局	産業労働部	
監査実施日	職員調査 平成30年12月17日 委員監査 平成31年 2月 8日(書面)	
財政的援助等の内容	(鳩ヶ谷商工会) 1 小規模事業経営支援事業費補助金 36,222,000円 2 中小企業経営力向上事業補助金 507,597円	
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	桶川市商工会	
所管部局	産業労働部	
監査実施日	職員調査 平成31年 1月21日 委員監査 平成31年 2月14日(書面)	
財政的援助等の内容	(桶川市商工会) 1 小規模事業経営支援事業費補助金 32,274,660円 2 中小企業経営力向上事業補助金 500,000円	
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	白岡市商工会	
所管部局	産業労働部	
監査実施日	職員調査 平成31年 2月18日 委員監査 平成31年 3月 6日(書面)	
財政的援助等の内容	(白岡市商工会) 1 小規模事業経営支援事業費補助金 32,333,000円 2 中小企業経営力向上事業補助金 164,750円	
監査の結果	【注意事項】 平成29年度の小規模事業者経営基盤強化事業(提案型)「みんなの街バルイベント『みんなの白バル』」の「ホームページ・チラシ制作業務請負契約(1,328,940円)」について、庶務規程に基づき2者による見積合わせを実施したが、見積書の記載金額と異なる金額で契約書を締結したことは不適切であった。	

監査対象団体	一般社団法人埼玉県物産観光協会		
所管部局	産業労働部		
監査実施日	職員調査 平成31年 2月21日 委員監査 平成31年 3月 6日(書面)		
財政的援助等の内容	(埼玉県物産観光協会)		
	1 埼玉県物産ブランド確立支援事業補助金	49,671,000円	
	2 埼玉県物産観光振興費補助金	29,937,000円	
	3 埼玉県物産観光協会振興費補助金	2,280,000円	
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

告示

埼玉県告示

埼玉県公営企業告示第一号

埼玉県病院事業告示

埼玉県

平成十八年埼玉県公営企業告示第一号（公文書の写しの交付に要する費用等を定

埼玉県病院事業

める告示）の一部を次のように改正し、令和元年七月一日から施行する。

令和元年六月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県公営企業管理者 立川吉朗

埼玉県病院事業管理者 岩中 督

別表第三号中「~~中~~」を「~~中~~」に改める。

正 誤

埼玉県教育委員会教育長訓令第一号(平成三十一年三月二十九日第三千九十二号)
中訂正

ページ 行

一 前から十五

誤

教育長専決事項

正

教育長決裁事項